

◆ 第2章 こどもと権利

こどもの権利は、すべてのこどもが毎日を安心して過ごし、すこやかに自分らしく育ち、未来に向けて成長していくためにとても大切なものです。条例では、こどもにとって大切な権利を第4条から第7条まで大きく4つにわけて規定します。

生きる権利



イーキル

命を守られ、心と体を大切にされること

- 家族や友達と楽しい時間をすごせます
- 毎日の生活が守られ、安心して暮らせます
- どんな理由があっても、差別もされたり仲間はずれにされたりしません

育つ権利



ソダツツ

もって生まれた力を十分に伸ばして成長できること

- 一人の人間として大切にされます
- 遊んだり、休んだり、学んだりできます
- 病気の際は病院にいけたり、困ったときは相談したりできます
- いろいろなことにチャレンジできます

守られる権利



マモール

暴力やいじめ、有害なことから守られること 大切なものを奪われないこと

- 暴力やいじめなどから守られ、心と体が傷つけられません
- 困ったことや辛いことがあったら、助けてもらえます
- 自分の大切な情報やひみつが守られます

参加する権利



サンカック

自由に意見を表したり、仲間をつくったりできること

- 思ったことや感じたことを伝え、聞いてもらえます
- 自分に関わることに意見を言えます
- 必要な情報や考えを知ることができます
- いろいろな活動に参加できます

【こどもが持つ権利】

第3条 1. こどもは、生まれながらに次条から第7条までに掲げる権利を主に持ちます。

権利を持って生まれてくる。



みんな平等に



解説

こどもが、一人の人間として生きていくための権利を保障しています。
第2章では、社会全体で保障すべきこどもの権利について大きく4つにわけて掲げています。大人への成長と発達の上にあるこどもにとっては、自分の力だけでこの権利を守ることが難しい場合もあります。こどもは、その成長・発達の段階に応じて大人からの支援や保護を受けることができます。こどもは自らの意志で行動し、大人はその成功も失敗も見守りながら関わります。

【生きること】

- 第4条 1. こどもは、命を守られ、心と体を大切にされます。
2. こどもは、日常の衣食住を保障され、安心して暮らすことができます。
3. こどもは、人種、国籍、出身、言語、性、個性、意見、宗教、障がい、財産その他置かれている状況によるいかなる差別や不利益も受けません。



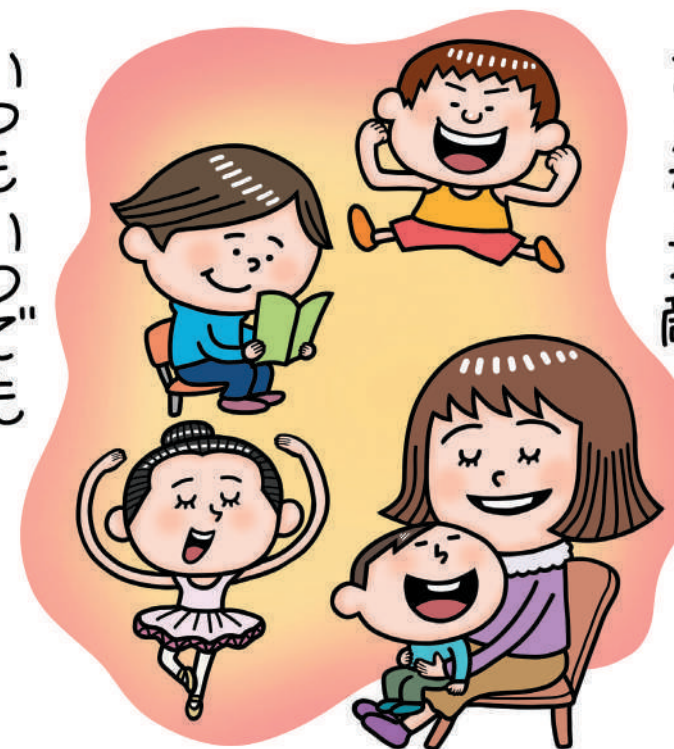
解説 こどもが、命を守られ、心と体を大切にされることを保障しています。

- 1 こどもは、生まれた瞬間から一人では生きていくことができません。命を守られるだけでなく、心と体を大切に育まれることを保障しています。
- 2 安全な環境で平和に安心して暮らせることは、誰もが望むものであり、こどもは心の負担が人格形成上で大きな影響を受けることから、その確保が望まれます。
- 3 こどもは、いかなる理由によっても差別されてはならず、それを理由とした不利益を受けることがあってはいけません。

【育つこと】

- 第5条 1. こどもは、一人一人の人格を尊重され、こどもであることを理由に否定されることがなく、自分の思いを自由に表すことができます。
2. こどもは、持って生まれた力を発揮し、自分らしく成長し、家族や友達と心身ともに楽しくすこやかに生活することができます。
3. こどもは、興味関心を広げ、遊んだり、休んだり、学んだりしながら育つことができます。
4. こどもは、必要に応じて医療や療育を受け、困ったときには相談し、安心して成長することができます。

いつもいつでも見守っているからね。



みんな違ってみんな素敵。



解説

こどもが、一人ひとりの持つ個性を尊重され、もって生まれた力を十分に伸ばして成長できることを保障しています。

- 1 こどもは、一人ひとりが異なる思考や興味、考え方をもち、尊重されます。その考えは、自由な方法で伝えることができます。
- 2 こどもは、保護者によって健康的な生活が保障されなければなりません。保護者にそれができないときには、市や関係組織等がそれを支援します。
- 3 こどもがすこやかに育つには、安心できる生活があり、遊ぶこと、学ぶこと、体を休めることが大切です。
- 4 こどもは1から3のように生活するための生活環境が物理的・時間的に保障されます。そのためには、保護者をはじめ社会全体で環境を整えていくことが求められます。

【守られること】

- 第6条 1. 子どもは、暴力を受けたり大切なものを奪われたりせず、有害なことから守られます。
2. 子どもは、心と体が傷つけられないよう守られます。
3. 子どもは、困りごとや悩みごとがある時に、個人情報や秘密を守られ、一方的な意見の押し付けや決めつけのない、適切な相談を受けることができます。



解説

暴力やいじめ、有害なことから守られます。また、大切なものを奪われないことを保障します。

- 1 子どもは、いじめ、体罰や有害な労働、麻薬などの使用、性的搾取、誘拐など、有害なことから守られる権利を持ちます。大人も子どもも、どのような理由があろうとも、子どもに対し虐待や体罰を行ってははいけません。
- 2 子どもは、1のような有害なことから心と体が傷つけられないよう守られます。
- 3 子どもが、学校や家庭など身の回りの生活において困っているとき、相談のできる場所や助けを求める場所があり、助けを求めることができます。また、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などの情報や秘密などプライバシーが守られます。プライバシーの侵害は、子どもの自尊心を傷つけ、自信の喪失、自己を否定的に捉えてしまう要因にもなります。そのため、子どものプライバシーが守られる必要があります。相談は、安心できる環境で子どもの話を聞き、一方的な決めつけのない関わりにより行われます。

【参加すること】

- 第7条 1. 子どもは、自分に関係のあるすべてについて、自由に意見を言うことができます。
2. 子どもは、適切な情報や考えを知ることができます。
3. 子どもは、仲間をつくることができます。
4. 子どもは、多様な社会的活動に参加することができます。



解説

子どもが自由に意見を表したり、仲間をつくったりできることを保障します。

- 1 子どもは、自分の思ったことや感じたことを家庭や学校等、地域で伝えることができます。
- 2 子どもは、自分の意思を自由に表現するため、関係する様々な種類の情報を得ることができます。
- 3 子どもは、学校等や地域において自分の意思で仲間をつくること、遊びや社会活動などを目的としてみんなで一緒に集まることが保障されます。
- 4 子どもは、文化・芸術・スポーツ活動、地域での活動に参加したいとき、その意思が尊重されます。